

令和6年度第1回国分寺市緑化推進協議会会議録

日時：令和6年6月26日(金)

午前9時30分～午前11時30分

会場：書庫棟会議室

出席委員：柿内 エルニュ 小木曾 和田 小泉 宮 佐藤 西沢 本橋 大矢 神山
佐々木 布袋

事務局：島崎 岡沢 井上 竹野 松本

会長：それでは審議を始めたいと思います。まず協議会の仕事は、実績管理票の「協議会評価」を付けるわけですけれども、今、空欄になっているところですね。その評価についてなのですが、「R5年度目標値」までの左側と「R6年度目標値」の項目に関しては、前回までに決めていることに修正はないですけど、「R5年度実績」と「R5年度担当評価」を踏まえて、「R6年度目標値に向けた考え方」については今回担当課で入力いただいた項目になっています。

2回でこの審議を進めるわけですが、13ページのうちの7ページを目標にしていきたいと思います。限られた時間の中で進めていくわけですが、ページごとに少し読む時間を取って内容を思い出していただきながら、質問がある施策についてや、担当評価の気になるところに重点を置いて審議を進めたいと考えております。

では、早速1ページ目に目を通していただきたいと思います。3分ぐらい時間を取りますので、その間に実績管理票を見ていただいて、1から7項目についての審議を進めたいと思います。併せて、こちらの質疑応答の内容についても目を通していただければと思います。それでは、よろしく申し上げます。事務局でおおむね時間管理を行ってください。

事務局：はい。

会長：それでは、この1から7についての審議ですが、この評価について何もなければ協議会評価、担当評価の自己評価を協議会評価といたしますが、何か質問とかご意見があれば、手を挙げてお願いします。どうぞ挙手をお願いいたします。

委員：1番の担当評価は評価2となっているわけですけれども、R5年度目標値の2万5,268平米という設定になっているのですが、これは何を基準にこのような目標値が設定されたのかどうも理解できません。市の回答では、「パトロールで候補地を見つけたとき」に、その土地の持ち主だろうけど「声かけや補助案内を行っている」ということになっているのですけれども、目標の基準がはっきりしないこの数値に対して、できなかったからなのか評価2ということが、分かるでしょうか。

会 長：この2万574平米があって、これがスタートラインで、このスタートラインの数字は一体何かということですか。

委 員：そうですね。R4年度は実績が2万574平米で、次の年のR5年度は5,000平米ほど目標値を増やしているわけですね。そこには何らかの見通しというものがあつたのかと思うわけですが。

事務局：この計画については、令和3年度から令和6年度の計画になっておりまして、当初令和2年度に作成したときに保存樹林地のベースがありまして、この令和5年度目標値の数値がありました。令和2年度に作成したときに現状維持ということにしまして、令和3年度から令和6年度の目標値を、全てそのときにあつた保存樹林地の面積にしておりまして、それが踏襲されて、令和5年度の目標値になってこの数値になっております。説明は以上になります。

委 員：ずっと踏襲されているということですね。

事務局：はい。

会 長：これを1か所増やして、2万5,268平米ぐらいにしたいと、そういう目標値ですか。この令和6年度の目標値を。

委 員：それで続きですが、増減があまりなかったの。私は何でこれを聞いているかということ、市のほうで持ち主に対して働きかけがあつて、それでもできなかったのだとしたら必ずしも評価2にはならないのではないかという考えがあるので聞いたのですが。

事務局：今回、回答させてもらったとおり、パトロールで候補地が見つかったときに声かけや補助の案内を行ってきております。今年度は候補地が見当たらなかったということで、評価2にしております。

委 員：分かりました。

会 長：ほかにございますでしょうか。

委 員：通番6番の「新規指定」ですね。この新規指定の基準というのは何になるのですか。保存樹木の指定についての基準というのはあるのですか。

事務局：基準は、調べて、追って会議の途中でお答えさせていただきます。

委 員：それで、「ナラ枯れ」に対する対策というのもしやっていますか。

事務局：市が所有している緑地については、ナラ枯れのところには、樹木をラップで被覆して、それ以上ひどくならないような形で対応をしているのが現状です。それで駄目だったものは伐採してとか、これ以上範囲が広がらないような対策は。当時エックス山協議会も、樹木の保存管理と一緒に手伝っていただいているので、協議して進めています。

委 員：それは、個人が所有しているものに対しても管理はしていらっしゃるのですか。

事務局：いいえ。個人のものについては、基本的に個人の方が管理されていますので、今回のこの保存樹木に指定したところの木については、剪定とかそういった形にかかった費用につきましては、市のほうに申請していただければ1本幾らと

いう形で補助のほうはさせていただいております。

委員：新しくアプローチというか、市のほうで動いた中で基準をクリアしたかしないかということも評価の対象になるのではないのでしょうか。動いたことによって3なのか、動かなくて3なのか、そのところはどのようなのでしょうか。

事務局：保存樹木については、対象の樹木があればその方に当然お声かけをしておりますし、ある程度立派な木で保存樹木の指定になっていない木も、多々あるのが現状ですので、新たにお声がけをしています。ただ、お声がけをしてもどうしてもやはりそういう手続が面倒であるなどの理由で断られる方も当然いらっしゃると思いますので、そういう方についてはその方が木を保全していただければ、いいことだと思っております。

会長：評価3になった理由というのは、要するに新規指定が少し増えたということですか。

事務局：そうですね。そのところで評価3にさせていただいております。

会長：一応、どう動いたかは微妙ですけども。

事務局：声かけをして。

会長：声かけをして増えたところを評価に反映させたということですね。分かりました。ほかにございますでしょうか。

委員：私もここの質問の欄で、今お話があった通し番号6番のことで質問を出したのですがけれども、ナラ枯れとかは私たちが活動している里山でも、どんなに予防していてもかなりのところが木が枯れてしまいました。ですけど、ここに「高齢で管理ができないなどの理由から21本の解除がありました」とありますよね。それで質問したのは、高齢の方は手入れができないわけですから、それについて指定した側がお手伝いとか肥料を持参するとか、そういうことをなさっているのですかと質問を出したのですがけれども、ここに「補助金を交付しています」とお返事を書いてあるのですよね。この補助金というのは、どれくらいの補助金なのでしょうか。

事務局：まず、保存樹木の指定基準なのですけれども、国分寺市の緑の保護と推進に関する条例施行規則にあります。まず、1本当たりなのですが1.5メートルの高さに掛ける幹の周囲が1.5メートル以上である。高さが15メートル以上である。あと、半透性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上である。そのうちのどれかに該当し、健全かつ美観上優れていれば保存樹木に指定しているのが現状です。あと、補助金のお話のところにつきましては、保存樹木1本あたり年額4,000円を交付しております。以上になります。

委員：分かりました。

会長：4,000円です。ほかに何かありますか。大丈夫ですか。

委員：私たち里山の活動をしているところは私有地なのですけれども、そこに見事な山桜の木があるのですよね。先ほど伺った要件に十分相当する。でも、保存樹木には指定されていないのですよね。そういう案件は、回ってきて見てくださらな

いと指定されないのですか。

事務局：いいえ。もし市のほうにお問合せしていただければ、現地に確認に行きますので、市のほうへお問い合わせいただければ。

委員：そうしたら、所有者の方が市のほうへ問い合わせを行うということでしょうか。

事務局：そうですね。基本的に所有者の方が。もしお問い合わせ又は、ご申請頂ければ現地に確認に伺います。

委員：最近木が弱ってきているので、分かりました。

会長：今の基準に十分満たされるくらいの大きな木ですか。

委員：はい。もう十分満たされますね。

会長：これで保存樹木が1本増えますね。

事務局：はい。ありがとうございます。

会長：素晴らしいことです。そういう情報はとても大事なので、ほかにもあれば保存樹木の登録につながりますね。

委員：シンボルツリーなのです。

会長：ありがとうございます。そういう情報はとても大事だと思います。ほかにもあれば、どんどん申請してください。ほかにございますか。

委員：同じく6番につきまして、所有者の方で手入れができないからと、これは十分考えられるのですが、例えば市のほうで声かけして。緑のボランティア団体に登録している団体がたくさんありますよね。そういうところに声かけをして、高齢になった方の応援に行ったらどうかとか、そういう働きかけというのは考えていることはありますか。

事務局：今、委員さんからあった意見について、そういう発想は多分担当もしていないのが現状です。頂いた意見はごもつともです。もし、そういう形で実際に管理される方がそれを望んでいるということであれば、そういう方向も今後検討していかないといけないことだと思いますので、貴重なご意見を参考に、これからはもしそういうことがあれば対応できればなと思います。

委員：お願いします。

会長：ありがとうございます。私が思うに、高齢の方を含めて管理ができなくなったというのは様々な原因があると思うのですよね。これを具体的に聞いてあげて、それならできますよ、みたいなことで保存樹に指定されなければならない、継続できるような仕組みがとても大事だと思います。皆さん事情が違うのです。では、そういうことで、よろしくお願いします。ほかにございますか。

委員：今までの話の中も含めてなのですけれども、通番2番に関してなのですが、今回この「権利者の意向により指定を断念しました」というのがあるので、せっかくそういった土地があったのに、この協議の継続、指定がより多くできるようになるにはというところは、どういうことをされたのかなと思ってご質問です。ただ、向こうの方が断念したというので断念してしまったのか、それと

も、市としてももう少し投げかけ、こういうことができていけるのではないかと
いう提案までできたのかどうか。

会 長：言われるままではなくて、何かこういう方法もあるのではないですかということ
をちゃんとやっているかということを知りたいのですね。事務局、お願いします。

事 務 局：この西恋ヶ窪地区の地権者の方については、実際に崖線の一部のところの緑地
なので、市としても、当然所有者の方も、当初保全したいという意向があり、
協議のほうを進めてまいりました。令和5年度の実績に記載した部分は、地権
者に御不幸があり相続が発生したことによって地権者が変わってしまう事態に
なっていました。これまでに行ってきた協議が継続できない現状になりました。
相続が発生したことによって新しく地権者になられた方の様々なご事情
もありますので、以前の地権者の意思を引き継ぐことを強要する、という話は
できませんでした。ただ、今まで指定の協議を行ってまいりましたので、その
説明とお願いはしてきました。最終的には権利者の意向ですので、指定を断念
しました。結果、この様な形の記載になっております。

会 長：よろしいですか。文章で書くと一言になってしまう。

委 員：そうですね。

会 長：ただ、断念したわけではなく、引き続きやり取りは行ったということで。あり
がとうございます。ほかにございますでしょうか。

委 員：1ページの通し番号7番で、コウヤマキとコノテガシワでよろしいのですか
ね。2件の天然記念物として入っているものですが。実際にどんなところか見
に行っただけですけど、コノテガシワは「日本一のコノテガシワ」とちゃんと看
板をつけてやっていますし、コウヤマキも周辺がきれいにしているもので、所有
者の方は見てもらいたいと思っているかなと思って。この「人員体制の課題」
というのは、そういう調査ができる有識者か何かを手配できなかったという意
味ですか。そこがなぜできなかったのかということを知りたいのですが。

事 務 局：こちらのほうは、担当課がふるさと文化財課の担当になっておりますので、今
のご質問については改めて担当課に確認して、次回、回答させていただきます。
よろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：確かに、「人員体制」の一言だと、人数が単純に足りないのかなと読み取れます
ね。では、担当課に確認するというごことをお願いいたします。次回ということ
でよろしいですか。

事 務 局：はい。次回。

会 長：ほかにないようでしたら、2ページに進みたいと思います。どうしても戻りたい
ことがあれば、また戻って継続しますけれども。では、2ページに行きたい
と思います。8番から10番までですね。では、何かございましたら挙手をよろ
しくお願いします。

委員：8番の「R5年度実績を踏まえたR6年度目標値に向けた考え方」という欄の下から2行目、「都市農地賃借円滑法」と書いてあるのだけれど、これは「賃借円滑化法」の誤植ではないかと思うのだけれど。「賃借」ですよ。一番右の欄で「賃借」になっているから、細かい話ですけど、法律の名前を確認します。その左側では、「都市農地賃借円滑化法」ということになっていまして、一番右の欄で「賃借」になっているところ、単なる誤植だと思うのだけれど。

事務局：おっしゃるとおりです。

会長：今のご指摘ですけれども、8番ですね。「都市農地賃借円滑法」というのが、「化」が要らないということですか。

事務局：「都市農地賃借円滑化法」が正しいので、この令和5年度実績のところに記載されている法律の名前が入っていますが、そちらは後で修正のほうをさせていただきます。

会長：令和4年度は「化」は入っているのですけれども、これは「化」は取るということ。

事務局：「化」は「円滑化法」ですね。これは合っています。

会長：正確には「化」は要らないということですか。

事務局：「化」は要ります。

会長：ということは、一番右のが間違いと。

事務局：はい。間違いです。こちらは修正です。

会長：分かりました。では、すぐに修正させていただきます。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

委員：2ページの通番の10番で、地場苗木を使用したかどうかの判断基準が、司シルエットを使っているかどうかで判断しているというのですけれども、このモミジが宅地に植えられるかどうかというチャンスというのはそんなにないような気もするので、もう何かほかの判断基準があったら。ひょっとしたら、現実的にはもっと地場の苗木が使われるようなことがあるかなと思うので、この評価基準を再変更されたらよろしいのではないかと思います。

会長：今のご質問は、この質疑応答の回答欄にある司シルエットですかね。

委員：イロハモミジを使っているかどうかで判断していると書いてあるので。

会長：事務局、今、地場はこれしかないということですよ。

事務局：地場産とはっきり分かるのが、この司シルエットで判断しているのが現状です。ただ、今、委員さんからご質問があったとおり、判断基準の手法はまだあると思いますので、今のご意見を含めて、今度実際の事業者との協議のときにどういう形で判断できるのかについて、担当を含めて検討させていただきます。よろしいでしょうか。

会長：地場苗木の定義ということですかね。

委員：そうですね。

会長：地場苗木を何で判断をされるのかということですね。地域で苗木が育ったもの

を地場苗木と呼ぶのかということがありますけれども、そうすれば樹種を限定する必要はないけれども。これは地元で開発したというか、国分寺市で生まれた苗木というか。

委員：そういう意味なのですね。

事務局：そうなのです。だから、司シルエット採用しているかという形で判断しています。確かに難しいところなので、地場苗木というくくりをどう考えるか。

委員：難しいですよ。この目標達成は。

事務局：そうなのです。だから、そういう形で一生懸命出しているのが現状です。

会長：突然変異した木が、国分寺市で生まれたということですよ。それを育てているという。

事務局：司シルエットは、これは国分寺市ブランドで、国分寺市の植木屋さんが品種改良を行ったものです、これについては地場産という形の判断で。事業者にも当然協力を依頼しています。なので、協議のときにも採用を促していたのですが、ここにも記載したとおり、令和6年3月からホームページ上で、緑化の基準にもこの地場産の使用を第一に検討するように記載してまいりました。今後、これによってもっと事業者がホームページを確認すると思いますので、そのときにもっと地場産苗木が使われる機会が増えればということで、今年度の実績という趣旨からは外れてしまいましたが、こういったはたらきかけをさせていただいています。

会長：ありがとうございます。私も勉強不足で、こんなすばらしい名前の地場産樹木と知らなかったのですけれども、特に特徴とかをぜひ知りたいです。イロハモミジは結構使いやすい品種なのでしょうか。

事務局：そうですね。この司シルエットは横幅が広がらないタイプで、縦にも伸びる特徴があります。公園等あまり横に伸びると特に提供公園だと小さい公園が多いので、横に広がる樹種は越境等の問題が生じますので、将来管理が一番問題になってしまいます。そういう条件の中で、この司シルエットは比較的管理のしやすい苗木になっております。

会長：戸建て住宅なんかも結構見たりするのです、イロハモミジが。

事務局：そうですね。市役所の敷地内にも、会議室を出てすぐのところに植えてあります。帰りに、もし見ていただければよろしいかと思います。

会長：ありがとうございます。

委員：同じく10番なのですが、「全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請する」というのが目標になっているのですよね。だから、去年度は、全部が43件で、そのうち全部に対して要請したのだったらこれは評価3になってしまう。何で意味があるのだということ。要するに、要請して開発業者がそれを受け入れてくれたら、要は勝率何割とかね。野球ではないけど。そういう目標ではないので、この文字どおり形式的に見れば、100%要請したのだったら評価3になるはずで、何で2なのだろうというのが、私の素朴な疑問なのです。要請するの

と、それを受け入れてもらうのとは話が違いますよね。目標と結果が違うことを並べて、2だ3だという議論は意味がなくなってしまうと私は思うのですけれども。

会長：もっと高くしていいのではないかといいことですね。要請したのであれば。

委員：はい。審議する対象43件で要請をしたのだったら、ばか正直に文字どおり考えれば、これは評価3なのです。相手が受け入れてくれたら、初めて丸になる。

会長：それは1件でも受け入れてくれたら、よりいいということですね。疑問なんですけど、開発というのは結構いろいろな開発があって、すごい数の木を植えるではないですか。それに1本も使ってくれないのが42件あったというのは寂しいですよね。何で使ってくれないのかなと思うのだけれども、理由は何なのかなと。

事務局：ここにも記載しているのですが、比較的ほかのものと比較して多分金額の面で支障になっているのか、そこは実際に私たちのほうでは取引をしていないので分からないですが、事業者は事業者で付き合いのあるお客さん等当然ございますので、その事業の都合も分かります。ただ、市としてこういうお願いは要請していくので。

会長：分かりました。ご事情があるという。では、今のご意見の評価2が3だということでありましたけれども、いいですか。皆さん。

委員：その要請というのは、どういうことをされているのですかね。実際。

事務局：今までは、実際に開発業者と市の担当のほうで協議を進める中で、当然この緑化の計画の1つとして、この地場産を使うということがありますので、口頭で地場産のシルエット等をご紹介しております。ただ、当然、事業者によってはその前にある程度計画を決めて持ってきてしまう実情もありますので、そういうところには地場産苗木の要請を伝えたとしても、もう決まってしまうという現状はあります。あらかじめホームページ上で明記することで、開発業者が市の開発を行うに当たって、事前に市の情報を受け入れないといけないというのは重々承知ですので、そこにしっかりと認識してもらう。うちの窓口に来る前にそこで確認して、こういうことを記載しているということを知っていったことで、実際に地場産苗木の採用につなげていければということで、今年度からそういう形にしております。実際は、今までは協議のときだけです。

会長：いろいろ議論がありますけれども、何かどういう木なのかということをもっと分かりやすく作るという意味で、こんなに特徴でいいものがあるのですよということをアピールしながら使ってもらおう。例えば100本植えるうちの1本でもいいわけですよね。それだけやり方はいろいろあると思います。

事務局：そうですね。

会長：それは今後のことですが、今日は評価を決めないといけないので、挙手で決めましょうか、2か3か。今のご意見の評価が3でいいのではないかといい人、手を挙げてください。7人ですね。評価2のままでいいとおっしゃる方。5

人。多数決でいいですか。

事務局：はい。

委員：言い訳をしますけれども、やはり木だって生きているわけですよね。生きていて呼吸しているわけだから、自分がどこに植えられたらよく成長するかというのは木が一番知っている。それを、要請する側がどれくらい理解して、ここだったらこの木がいいというので、そこまで木を知り尽くしてその業者に委託するのと違うと思うのですね。だから、そこまでの努力をされて要請されたか。そこに疑問を持ったので、2にしました。

会長：分かりました。レベルが高いですね、やはり。ちゃんとその場その場に合っ
て、何でもかんでも要請すればいいということではないということですよ。

委員：とんでもないところにハナミズキが植えてあったりするのですよ。私は木が好きだから、よく見ていると。だから、こんなところにハナミズキを植えたって絶対枯れると思ったら、やはり枯れてしまうのですね。だから、そういうのがないように要請をしていただきたいなと思いました。

会長：事務局はその辺も含めて。そういう期待を含めて3にしておきます。よろしく
お願いします。

事務局：はい。

会長：3に甘んじず協議を行って行ってください。

事務局：分かりました。

会長：ほかにございますか。

委員：通番8のところで、「農地の生産緑地地区への追加」というところなのですが、
ども、結果論で見ると追加があったと思うのですが、減少させない努力が併せて必要だ
とあっていて、質問のほうもさせてもらっていて、結果、追加がありましたとか、JA等に
周知、協力いただいて農業従事者への周知を行いましたというこの目標達成の横の部
分の目標の内容にやや疑問を感じています。この目標のままであれば、恐らく今後も評
価3のままなのだろうと感じています。一方で、緑化推進しているとかという話でい
くと、先ほど1ページにあった指定樹林の追加とか、ここを減少させないこと、生産
緑地も減少させないことが極めて大切だと思っているので、今回は評価3でいいとは
思うのですが、今後のところを踏まえて、具体的な施策とか目的のところを改めて見
直しが必要なかなと思っていますが、いかがでしょうか。

会長：ありがとうございます。評価は3でいいということで、目標の減少させない
施策みたいなもの。

委員：「追加指定」という施策になっているので、追加が1件ありましたとなってく
ると、そこで達成という評価になってしまうと思うのですよね。だから、追加だけ
ではなくて、減少、結果的に面積の目標値がこの件に関してはないのですけれど
も、面積は減ってしまっているんで、息子の通っている一小のほうの農地もだん
だん今減ってきていて、先日も農地がやはり更地になっていて、広い面

積がなくなってしまうのを見かけたりとかしてしまっていて、その辺も懸念していますので、今回評価3であっても、そもそもの目的に照らして、この内容というのは見直しが必要ではないかなと思うので、その点いかが考えられているのかなというところをお伺いしたいです。

会 長：そのようなご意見ですが、どうぞ。

事務局：今回の評価につきましては、令和3年から令和6年の実施結果に基づく評価になりますので、今、委員がおっしゃったようにこの評価は変えられないのですが、今年度予定している第3回から第5回の協議会の中で、来年度、令和7年度から令和12年度までの6年間の実施計画というものを策定する予定になってございますので、そちらのところで今回の目標値についても案を出させていただきますので、そこについてまたご意見を頂ければと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

会 長：要は、増えていくことに対しては評価に出てくると思いますが、要は実際のうちは減少しているけれども評価上は増えていることになってしまうのではないですかということに関しての何か施策をしたほうが良いということですか。

事務局：実情としましては、これも多分相続絡みで結構開発化されるケースが多いところが考えられるのですけれども、こちらについて所管課にも確認して、どんな努力、施策をしていくかとかを踏まえて、今後とも確認しながら進めてまいりたいとも考えているところでございます。

会 長：それも踏まえて、今後に向けて改善していくと。

委 員：まちづくりというところと、どういう優先順位でやっていくのかというのが、市民から見ると国分寺市の動きがやや分かりにくいというか、実際の通学路とかを見ていて思っていたところだったので、やはりそこは緑の部分の優先できる施策もぜひお伺いしたいと思います。まちづくりのところと緑化というのはどちらを優先してやっていくのかという話を、国分寺市さんのほうにぜひ働きかけをもっとやっていただきたいなというところをお伺いしたいと思います。以上です。

会 長：ありがとうございます。私も国分寺市のよさはやはり農地のバランスが結構とれていますよね。相続の話は確かに難しいですね。何とも言えませんが、それも踏まえて、いい施策ができるといいですね。ほかにもございますでしょうか。

委 員：生産緑地は当然相続の間に減っていくのでしようけれども、市で畑を借り上げて市民農園に貸し出してもらうことはできない相談なのでしようか。市民農園は大変な人気で、申し込んでもなかなか当たらないから名前を貸してくれと、公募しているので。実態としましては。プロの農業でなくても、とにかく何か野菜を作っていればいいわけですから、それを市民が市民農園を借りられるように市で借り上げて、その借賃は市民農園の賃借料で賄うとか、そんな商売にならないものでしようかと思うのですが。

会長：それはこのペーパーとは別の話ですかね。農地を転換するときに、単純に宅地にしないで、それを市民農園化して貸せないかと、そういう話ですか。

委員：そうなのですよ。

会長：それをやっていないですかね、国分寺市は。

委員：そういうのはばかげた話なのかどうなのだろうか。

会長：いや。ばかげていないと思いますけれどね。いろいろやりようはあると思います。

事務局：市民農園は、経済課で担当しているので、実際の市民農園の実情を確認します。どんなふうに市民農園はその所有者からお借りしているのか、確認して回答させていただく形でよろしいでしょうか。

委員：お願いします。

委員：では、よろしいですか。追加で。今のお話の補足みたいになります。ぜひ次年度以降、基本計画の作成の欄で競合的に、例えば緑の公園課としてはこういうことを、所有者がその処理をどうしようと考えているときに、こういうことを提案すると、経済課だとかどこの課だとかそういうことではなくて、国分寺市としてそういう方に対して何を提案していくか、どういうことを提案していくかという総合的なアプローチの仕方なり、仕組みなり、またはそれによる目標の設定なり、そういうことを次年度にぜひ考えていただけないでしょうかね。これは要望としてお願い申し上げます。

事務局：では、要望として承ります。

委員：では、一応要望として聞いていただいて、要は、話として、今、経済課でないから明快に分からないというのではなくて、国分寺市としてはこうしていると、その中で緑と公園課はこうしていると、こういう考え方を常に市民に分かるようにしてあげるとというのが僕は大事だと思っています。

事務局：おっしゃるとおりです。

委員：ぜひ、ひとつよろしくお願いします。

会長：事務局のほうで考えていただけるということでもいいと思いますが、そういうことからすると、縦割り行政というのがすごく言われますよね。〇〇課、〇〇課別々にという。ただ、私が思うに、緑の基本計画を作って、こういう評価項目を作って、緑の基本計画をベースにしながらいろいろなプランが横断的にここに現れてきているだけでもよろしいとは思いますがね。私は緑の管轄の議論を担当していて、どの関係は出来なくなってしまう、これはあるルールの中でそれぞれの中で変更して水と緑について考えるとなっているこの仕組み自体はすばらしいと思うので、これをうまく活用して、よりよくしていただければと思います。

事務局：ありがとうございます。

会長：ほかにございますか。大丈夫ですか。

委員：小さな評価のところですけども、通番の9番が両方とも評価が3なのです。

が、全部が数字で出ているわけではないので、どうしてもこれが評価3となっ
てきていると思うので、9番の上の「関係各課に情報提供を行いました」、令和
5年度の目標値としては「関係課に情報提供を行いました」ということで
100%ならば、評価4でいいのではないかと思ったのと、この下の「生産緑地担
当と連携して必要に応じて取得」、土地の取得。今回これを買戻しましたとい
うのが、1か所生産緑地の買取りの依頼があったのが1か所行われたのなら改
めてだったら、評価一覧の4でいいのではないかと思ったので提案してみまし
た。数値で出ているわけではないので、すごく難しいのですよ。これ全体を見
ていても、評価が完結しているのに評価3になっているものが結構多くて、こ
ういったものに関しては評価4という、しっかり評価を。協議委員と今回協議
をしているので、こういったものがしっかりと4になっていくと、また今年度
いい形でのつながりというのが出来てよいのかなと思って、提案してみまし
た。

会 長：ありがとうございます。4でいいのではないかということですが、これを今回
やりまして、もう1年やるのですかね。それともこれ1回で終わりですかね。

事 務 局：はい、次回の協議会で評価の審議は完結していただく予定です。

会 長：決まると。

事 務 局：はい。

会 長：ということは、ここで決めておかないと、4はないということですかね。

事 務 局：先ほど説明していた表ページの「評価分類」で、評価4、評価3、評価2、評
価1と、それに基づいて各担当課の評価を記載しているところがございまし
て、ですので、『目標値を達成した』または『前年度と同様の実績があった』
ということだと、一応、評価3になっているのが現状です。ただ、評価3が大
きくなるのは、一定評価しているということでもいいと思うのですね。それ以
上、上回ってもっと実績がすごかったとか、そういうことを担当課で評価でき
れば評価4という記載になっていますので、決して今回の評価3が、そこま
での評価ではないように、ここだけ見ているとそういうふうに思われるかも知
れないですけども、実情はそういう形です。

会 長：なるほど。ちゃんと評価3なら達成だと。

委 員：100%で評価3ということで、そこが上回ったら評価4なる。

事 務 局：そうです。

会 長：120%、130%だったら評価4ということで。そういう意味では3でよろしいの
ですね。

委 員：はい。すみません。

会 長：では、3で。ということで、時間が押していますので、このページはこれで終
わりにします。3ページ目にいきます。10ですね。では、ここは2分間にさせ
てもらいます。ご質問お願いいたします。

委 員：この10番は、これが前提なのですけれども、これもいわゆるPDCAを回して

いくという企業のPDC Aの考え方でいけば変な話で、目標値が「産直マルシェ3回」やります。「期間限定イベント2回」をやりますと、これが目標なのですね。あといっぱい書いてありますけど、これはこの目標と関係ない話がいっぱいあって、そんなものは補足説明にしかすぎないと。それで、この目標と実績のところだけを比べれば、3回と2回やるという目標に対して、産直マルシェを5回やって、これはプラス2回やっているわけですから、評価4になるのではないかと思うのですけれども、回数はやったけど事業者として売上の目標が満たされなかったとか、来客が少なかったら3にしたのか何だかよく分からない。僕らが会社でやってきたPDC Aとは全然違う話になっているので、もう少し整理したらどうか思っているのです。数値目標があったら、その数値に対してどうだったかと、それしかないですね、PDC Aで管理をするのは。いっぱい書いてもらってこれは結構な話ですけども、参考上という感じで。評価するところは、この何回やると決めたことに対して、そのとおりにやったかどうか、それ以上やったかと、それだけでいい話だと思うのですが。

会長：結論は、そうすると4でいいのではないかということですか。

委員：それは、私の考えですが。

会長：私が推測するに、市の方は謙虚で4をつけないと思うのです、なかなかね。それでそういうことで「やったぞ」と言えないですよ。というご意見があります。どうでしょうか、皆さん。うなずいていらっしゃる方もいますけれども。そういうことを加味して、ここは4でいいのではないかなという人、手を挙げてください。9人いますので、4にしたいと思います。ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。では、4ページにいきたいと思います。ご質問は16番の1件だけです。次になりますが、これは全部評価3ですよ。何かございますでしょうか。

委員：通番11なのですけれども、「全ての対象案件に対し、協議」ということで、実績としては1件実施しましたということなのですが、1件イコール100%という理解でいいのですね。

事務局：はい。

委員：ほかに何かなかったのですか。

事務局：対象案件が1件だということです。

委員：それで、3ということですか。

事務局：はい。

委員：分かりました。

会長：ということです。ほかにございますでしょうか。

副会長：通番16番の質疑回答票のほうを見ると、国分寺市全体で6万1,714基の目標達成があって、達成しているということであるならば、恐らくこの下水道課がやっている協力要請。要請したのならそれだけだということでしたが、要請することによってトレンチが増えていくということ、これを最終的なゴールと考え

ると、これは3ではなくて4ではないかなと考えているのですが、いかがでしょうか。その単位で要請を続けていくよという場合なら4でいいのではないかなと思うのですが。

会 長：というご意見でございますが。これは事務局に聞いてもお話しにくいですね。業務の内容について。

事 務 局：先ほど申しあげましたように、評価分類で多分評価されて目標値を達成したということで、目標値を上回ったことの、何かしらここに目標値以上のことは、何か取組なり対外的に言えることがないということで、目標は達成していますので評価3という表記にしているのかなと。これはあくまで推測なのですから。

会 長：4のご意見を頂きましたが、皆さんどうですか。4でいいのではないかという方、挙手をお願いいたします。では、手を挙げていただいて。5人だけです、これは3ということで。では、よろしいですかね。

委 員：16、17に関してなのですが、目標値の書き方が実績の4年度と5年度を見ると、何基どれだけのメートル数、どれだけのトレンチの協議というのが、数値が出ているので。言葉ではなく数値が。国分寺全体を見ていて、ここら辺の地域が浸透ますとか施設の敷設に協力してもらいたいという目標値の数字が、もう少し出るのではないかなと思うのですが、これはいかがでしょうか。協力要請というだけだと、1件でもそれが実施できれば100%になってきてしまっ、協力要請がゼロだったらゼロでもいいわけですよ、もともとの目標値が。という、すごく曖昧な感じがするのですが、そういったものはいかがでしょうか。

会 長：多分これは、スタート時点からこうなっているから特に目標値は定めていないことのような気はしますが。

事 務 局：先ほどの雨水浸透ますの設置というのは、基本的には大きな開発事業なので、開発事業になりますと、雨水浸透ますを設置する義務が出てきますので、その中で適正な、物理的に崖地とかそういう支障があるところにはつけられないのですが、一般的にそういうところに規定の個数の雨水浸透ますとか、それに代わるトレンチとかそういうものを要請して、それを適切に事業者のほうで設置してということでこの数が明記されています。今、委員がおっしゃったとおり、当然、開発だとそもそも畑地だったところに戸建ての家とか道路とかを作るので、雨水浸透率は下がってきます。結果として、下水道管にも負荷がかかるのです。雨水が地下に浸透していれば、下水道管に雨水が流入しないので。ですので、こういう形で指導を継続して行っている事を下水道課の事業として挙げているので、それでこの数を要請に伴ってこれだけ設置しているという表記をしております。

会 長：基本的に開発用地がなくなったら目標値が0になると。

事 務 局：目標値は、基本的にその開発事業によって出てくるので、実際に何基必要だと

かは、正直言って、ないですね。ただ、以前ここに質問があったとおり、下水道課のほうに確認しまして、下水道課のほうで合流改善対策ということで市の事業として平成 21 年度に計画しているのがあるのですね。それはどういうものかという、国分寺市というのは合流といって雨水と污水が一緒の管で道路の地下に流れていまして、東京都でも珍しいのですね。大体多いのは、污水の管と、あと道路の雨水などが入る管が道路に 2 本入っている、そうところがほかの地区では多いのですね。国分寺は、当初、下水道管施設整備に当たって、国分寺市は河川がないのでなかなか放流先がないということで、多分この合流管という污水と雨水を一緒の管で処理するという方針を立てて進めているので、その関係上、全域 100%近い下水道管が敷設されています。それでほかの市と違って、雨水の入っていないところはよく大雨が降ると、道路上に水が出てきてしまうとかそんな形があるのですが、国分寺市でも一部都市計画道路ができていないところで、しっかりした下水道管が整備されていなくてそういうところがあるのですが、ただ、ほぼ 100%完了しています。一応、そのときに立てた計画の中で、そのときに必要な個数とかを挙げておまして、そのときはその計画に基づいて必要数が、雨水浸透量に見合う個数の目標値は一応達成しているという報告がありました。ただ、ここはそのところで達成しているのですが、これに加えて畑のところについても、そのときは畑だったのですが、そういうことを継続して、開発によって浸透できないところになってくるので、それを踏まえて、想定される数は分からないのですが、継続して雨水浸透施設の指導しているのは下水道課のほうで行っている業務になっております。

会長：という事情のようです。ありがとうございます。では、よろしいですかね。4 ページに関して。

委員：運営上のことなのですが、今の検討をページごとにやっていくわけですが、協議会の評価も含めてやっているのですか。

会長：そうです。

委員：では、もう 3 ページまでは。

会長：事務局と担当評価をそのまま運用。

委員：そのままということできているのですね。分かりました。

会長：説明が足りなくて失礼しました。ということです。ですから、ここは全部評価 3 となります。では、ページを進めます。18 番から 22 番。1 分間。短いですが、読んでいただいてスタートしたいと思います。質問は 18 と 22 から出ております。ご質問を受け付けます。では、挙手をお願いいたします。

委員：通番 20 番についてお聞きしたいのですが、砂川用水のところで、「砂川用水路部を横断する開発事業案件について、水路部を開渠で残すよう指示し」とありますけど、これは指示する権限というか何か法的根拠があって、指示されれば開発業者もそれに従うという、そういう部分があるのでしょうか。要請したけれども無視されたとかそういうこともあるのかどうか、教えていただき

たいのですが。

事務局：開発事業の1つで、この開発区域に水路がありまして、現状ここは暗渠になっていたのですね。昔でいう土管みたいな管で、土で埋めてしまっているのが現状でした。ただ、今回開発に当たって、そういうところも区域内に入っていますので、事業者には水路整備の協力をお願いしました。そういうところも今後もうちのほうで適正管理しなければいけないので。そもそもその地権者のほうで水路を埋めてしまったのかは把握していないのですが。ただ、事業者のほうにこの水路を現況あった開渠でやるように指示しまして、開渠の形で復元したということになります。

委員：分かりました。

会長：ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

委員：19番の一番上で、「地下水位観測（37か所）、湧水量観測（12か所）を実施した結果、地下水位及び湧水量の異常は確認しませんでした」ということなのですけれども、もうこれはずっと何年かおやりになっていると思うのですが、これはこの評価とは関係ないのですが、10年前と比べてどうなのだというような何か傾向はあるのでしょうかというのを質問でお願いします。

会長：これはモニタリングによりますか。

事務局：何年からか定かではないのですが、結構前から調査を行ってまして、ほぼ経年の変化というものに関しては大きく変化というのは出ていないような状況でございます。1点、姿見の池で。あそこというのは、以前JR武蔵野線新小平駅で水没の件があって半年ぐらい確か駅を使えなかった時期があったのですが、そのトンネルから水を引き揚げて、その水を姿見の池のほうまで導水するような形でやったのが平成十何年かだったと思うのです。そのときは、その部分については水位量が上がったということではありますが、そのほかについてはもうほとんど大きな変更はないという状況を確認しているところでございます。

委員：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。では、特になければ次ページに進みたいと思います。では、6ページです。では23番と24番からお願いします。

会長：付け加えますが、23番のご質問のところ「国分寺市動植物調査報告書の概要版を見ると」のところ、皆さんに配って下さい。ということですが、この緑色の冊子を一応配っていただいておりますので、確認をお願いします。何かご質問はございますでしょうか。

委員：その概要版というのは、令和5年度に実施された内容を整理されているのですか。

事務局：そうですね。この年度調査した令和5年度の調査報告書になります。

会長：特にないですか。6ページの中で。よろしいですか。では、最後に7ページにいきたいと思います。27番から32番の雑木林の緑地指定の。

委員：6ページの評価についてですが、23番なのですけど、実は23番の質問をしたのは私なのですが、評価3ではなくて、私は評価4でいいのではないかと、評価4にしたいのですよ。というのは、平成27年度に実施した調査から約8年たっているのでしょうかね。やっと実現できて、それで今回の結果を見ましても、調査対象として西町四丁目と五丁目の保存樹林地も加わったことで成果がかなり上がっているのですね。ですから、これはやはり4にすべきではないかと。目標値が「動植物調査の実施」というそれだけではっきりしないわけですからね。目標値に照らしたらどうしようもないですが、この今回の結果とこの成果については3ではなくて4にしたらどうかと私は考えます。

会長：ありがとうございます。

委員：よろしいですか。

会長：どうぞ。今の関連質問ですよ。

委員：調査報告は素晴らしいと思うのですよね。今までのことがよくまとまっていると思いますし。要は、これは外注委託調査をされたのですよね、きっと。

事務局：はい。「施工」に修正します。

委員：ですよ。だから、目標達成かなというニュアンスは感じてはいるのですね。

会長：レベル的にはどうですか。

委員：レベル的には4なのですけれども、難しいですね。だから、市がどう働きかけをしているかということになるかと思うのですけど、実際の調査は、この調査報告書を作られたのはどこか北海道の委託の調査会社ですよ。だから、その調査会社に対しての働きかけとかいう、そういうことがあったのかなということなのですが、調査内容はすごくよくできているので、恐らくその仕様書とかいろいろ調査会社で議論していく中でそういう成果が出たということであれば、確におっしゃるように4でもいいかなと思います。

会長：というご意見です。皆さんもう1回内容をご確認いただいて、3にするか4するか決めたいと思います。これに対して、何か市のほうからご説明は事務局からございますか。

事務局：特には。

会長：ない。気持ちの上では4にしたいということです。

事務局：確かに、成果としては保存樹林地など調査対象の数を多くして、成果としては素晴らしいものだと思いますので。担当課が評価3というのは、目標値が「実施」になっているということで、実施したということで今回3にしていると思うので、実際この協議会ではその点を踏まえて、この実績を踏まえて評価されていいと思います。

会長：ありがとうございます。では、今、事務局が言われましたように、4でいいのではないかとご意見に対して賛成という人は挙手をお願いします。8人ですが多数決でよろしいでしょうか。では、4ということでお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

委員：ついでに市のほうにはお願いがあるのですが、この「調査結果をホームページに公開するための準備作業を進めています」という回答がありますが、国分寺市のホームページでは3月の段階で「4月の公開を目指しております」と載っていましたので、作業を鋭意急いでやっていただきたいと思います。

会長：調べてからですね。載っているかもしれないから。

委員：整理やる前から見てきまして。

会長：では、確認していただいて。

事務局：分かりました。

委員：すみません。基本のきなのですけれど、差し替えになりましたよね、これ。差し替えですよ。どこが違っていたのですか。

事務局：違っていたというか、一番上段のところの文字が全部。

事務局：5ページの左上の「施策の具体内容等」というところが。

会長：何番ですか。

事務局：施策の通番18で、「施策の具体内容等」というセルが、小さくて文字が入っていませんでした。

委員：大幅に違っていたのですか。

事務局：違っはなくて、文字が入り切っていない。

委員：文字が入っていない。

事務局：全部表記がされていなかったのです。内容は一緒です。

委員：分かりました。

会長：大丈夫ですか。ありがとうございます。では、ホームページのほうよろしくお願ひいたします。では、最終の7ページですね。時間が押してきていますのでよろしくお願ひいたします。27から32です。32に関してで終わりでお願ひします。ご質問をお願いします。32のほうは、これは「『西町5丁目樹林地』に表記を統一します」とありますが、これは質問に対して、質問の答えということですね。ほかに何かございますでしょうか。これも全て評価3ですね。

委員：簡単な質問を1つ。通番30番のR5年実績のところなのですが、「提供公園の供用開始したのは1公園。開発事業で協議済みの3件は施行中」とあるのですが、これはどういう意味なのですかね。施行というのは、法律を実施するとかそういう話だと思ふのですが。

会長：要は、開発事業で協議済みの3件というのはどういうことかと。

委員：これは工事中の。「工」の漢字が違うのですね。そういう意味ですね。

事務局：「工事中」ですね。

委員：今、工事をやっているよということですよ。

事務局：工事をやって、市のほうではまだ受けていないということです。

委員：分かりました。「施工」と「施行」とちゃんと日本語が使われていないからこういうことになってしまうのですよ。

会長：協議をした後、施行しているということですか。

事務局：はい。「施工」に修正します。

会長：ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですかね。あと、全体を通して何か言い残したことはございませんでしょうか。今日は7ページまで終わらせましたので、次回は8ページから再開になります。では、よろしいでしょうか。以上で審議を終了したいと思います、事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

事務局：事務局から連絡があります。次回開催は8月26日月曜日、1時半から。場所は、本日と同じこの場所になります。正式な通知を改めて送付しますので、よろしくをお願いします。一番初めに、「令和6年度の国分寺緑化推進協議会の開催予定」ということで、第1回から第5回、5回目は事務局のほうで日程は決まっていないのですが、会議室の確保等がございまして日程のほうを決めさせてもらいました。もう各委員さんのほうで都合上どうしても欠席になるということが分かっているならば、追って事務局のほうに。家に帰って確認していただいて、もしこの4回の中で分かっているものがあれば、事前に教えていただくと、委員さんの出席率によって会議の日付等を調整する必要がありますので、できれば来週頭ぐらいまでに連絡いただければと思います。また、本日配布した資料は次回も使用しますので、お持ち帰りいただければと思います。事務局からは以上になります。

会長：それでは、以上をもちまして、本日の緑化推進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。